五島市監査委員公表第17号

平成30年度定期監査(後期)の結果に基づく措置について、五島市選挙管理委員会委員長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により公表する。

令和2年7月10日

五島市監査委員 橋 本 平 馬 五島市監査委員 神之浦 伊佐男

2 五選第 6 5 号 令和 2 年 7 月 2 日

五島市監査委員 橋本 平馬 様 五島市監査委員 神之浦 伊佐男 様

五島市選挙管理委員会 委員長 川村 久治

平成30年度定期監査(後期)の結果に基づく措置について

平成31年3月1日付け30五監第510号による平成30年度定期監査 (後期)結果について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知いたします。

記

(3) 財産管理に関する事務について

<指導事項>

② 廃棄処分した備品が備品台帳に登録されたままになっていた。また、備品台帳に登録されていない備品が存在していた。備品の廃棄及び取得に際しては、備品台帳の整備漏れがないよう徹底されたい。

【講じた措置】

選挙管理委員会事務局の事務室として使用していた行政センター(旧消防本部)に設置していたエアコンを、平成29年度の建物解体時に廃棄していた処理が漏れていたものについて、会計課に返納通知を提出し、台帳を整備しました。今後も処理漏れが発生しないよう、定期的な点検について指示しました。